

法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について ～毛呂山町建設工事請負契約約款の改正について～

建設業における社会保険等未加入対策については、国土交通省において様々な対策が実施されています。

そこで、毛呂山町においても国土交通省の取組みを踏まえ、社会保険等未加入対策の一環として、下記のとおり取り組むこととしましたのでお知らせします。

1. 改正の目的

社会保険等に参加するための原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、下請企業へ、更には個々の技能労働者まで適正に支払われるようにすることで、町内建設業の持続的な発展に必要な担い手確保につなげ、法定福利費を適正に負担している企業間での公平で健全な競争環境を構築するため。

2. 改正の内容

契約を締結するにあたり、社会保険等未加入対策の一環として、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出していただくこととしました。

3. 適用日

令和8年4月1日以降に町が発注する建設工事の当初契約から適用します。適用日以降は、契約締結後14日以内に法定福利費を明示した請負代金内訳書を提出していただきますようお願いいたします。

4. ホームページリンク

○国土交通省ホームページ

- ・建設業における社会保険等加入対策について

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

○毛呂山町ホームページ

- ・（参考様式）請負代金内訳書

担 当：毛呂山町役場 管財課 管財係
電話番号：049-295-2112（内線 541・542）

※詳細は、毛呂山町公式HPでご確認いただけます。

総合サイト>ホーム（行政サイト）>事業者の方へ> 入札・契約



毛呂山町マスコットキャラクター
もろ丸くん